

令和7年12月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和7年度12月補正予算等関係)

県土整備部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和7年12月定例会議案説明資料目次

県土整備部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課名等	頁
第1号	令和7年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 振正予算説明資料	<総括表> 県土総務課 <公共事業>	3 4 5
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 緑越明許費に関する調書		9
	4 債務負担行為に関する調書		22

(特別会計)

議案番号	件 名	課名等	頁
第3号	令和7年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	港湾課	23

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課名等	頁
第9号	鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について	県土総務課	24

(報告)

報告番号	件 名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和7年11月5日専決)	県土総務課	28
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和7年11月5日専決)	道路企画課	29
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和7年11月5日専決)	道路企画課	30
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和7年11月5日専決)	道路企画課	31
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和7年11月5日専決)	道路企画課	32

令和7年度補正予算説明資料総括表

県土整備部 (単位:千円)

課名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<一般会計>								
県土総務課	574,100	8,932	583,032				8,932	
計	51,658,490	8,932	51,667,422				8,932	
説明								
区分		予算額	主な内容					
公共事業	単県公共	8,932	・工事監理システム管理費					

令和7年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

1項 土木管理費

1目 土木総務費

県土総務課 (内線: 7347)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
工事監理システム管理費 [単県公共事業]	22,654	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">債務負担行為 97,036</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">債務負担行為 97,036</div> </div>	31,586				<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">債務負担行為 97,036</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8,932</div> </div>
トータルコスト	補正前: 24,231千円 (0.2人) 、補正: 9,273千円 (0.1人) 、計: 33,504千円 (0.3人)						

1 事業の目的、概要

工事情報及び業者情報を一元管理する工事監理システムのソフトウェア及びハードウェアの更新並びに少額随意契約基準額引上げに伴う所要の改修を行う。

2 主な事業内容

(1) ソフトウェア及びハードウェアの更新 (債務負担行為97,036千円)

令和8年11月にサポートが終了するソフトウェア及びハードウェアの更新を行う。

種別	更新対象
ソフトウェア	OS
	データベース管理ソフトウェア
	アプリケーションサーバソフトウェア
ハードウェア	アクセラレータ (負荷分散装置)
	スイッチングハブ

(2) 少額随意契約基準額引上げに伴う改修 (8,932千円)

地方自治法施行令の一部が改正され、随意契約によることができる場合の基準額が引き上げられたことに伴い、鳥取県会計規則も基準額を同額まで引き上げた。

建設工事及び測量等業務についても、同額まで引上げることとし、工事監理システムの改修を行う。

<主な改修内容>

- ・基準額判定プログラムの修正
- ・出力画面・出力帳票の修正
- ・データベースの修正

令和7年度 公共事業補正予算総括表(12月定例会)

予算関係

県土整備部(単位:千円)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳				補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源		
公共事業	一般公共事業(A)	28,534,107					28,534,107	
	一般単県公共事業(B)	9,759,735	8,932				8,932	9,768,667
	計(C)(A+B)	38,293,842	8,932				8,932	38,302,774
	一般直轄事業(D)	(24,049,000) 4,868,385					(24,049,000) 4,868,385	
	合 計(E)(C+D)	43,162,227	8,932				8,932	43,171,159
	災害公共事業	4,809,094					4,809,094	
	直轄災害	(706,589) 200,000					(706,589) 200,000	
災害公 共事 業	単独災害復旧事業	280,200					280,200	
	小 計(F)	5,289,294					5,289,294	
	総 計(E+F)	48,451,521	8,932				8,932	48,460,453

(注)一般公共事業の事業費は、補助事務費及び人件費継足を含む額である。

一般直轄事業、直轄災害欄の上段()書きは事業費である。

令和7年度 公共事業補正予算総括表(12月定例会)

予算関係

県土整備部(単位:千円)

事業名	補正前の事業費	補正額	左の財源内訳				補正後の事業費	事業内容の説明 (主な事業箇所)
			国庫支出金	起債	その他	一般財源		
単県公共事業	単県公共事業	9,759,735	8,932				8,932	9,768,667
	道路事業	4,544,924					4,544,924	
	河川事業	2,034,860					2,034,860	
	ダム事業	290,637					290,637	
	海岸事業	388,575					388,575	
	砂防事業	1,371,134					1,371,134	
	港湾事業	417,419					417,419	
	土木総務費	434,628	8,932				8,932	443,560
	治山事業	141,600					141,600	
	漁港事業	135,958					135,958	

令和7年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款項目 節	8款 土木費								
	補正前	補正額	補正後	1項 土木管理費					
				補正前	補正額	補正後	1目 土木総務費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	343,803		343,803	185,523		185,523	185,109		185,109
2 給料	1,651,320		1,651,320	160,556		160,556	160,556		160,556
3 職員手当等	1,035,952		1,035,952	143,847		143,847	143,847		143,847
4 共済費	677,105		677,105	98,126		98,126	98,126		98,126
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	7,588		7,588	6,341		6,341	6,341		6,341
8 旅費	38,192		38,192	12,325		12,325	11,577		11,577
費用弁償	11,001		11,001	5,871		5,871	5,580		5,580
普通旅費	22,919		22,919	5,427		5,427	4,970		4,970
特別旅費	4,272		4,272	1,027		1,027	1,027		1,027
9 交際費	100		100	100		100	100		100
10 需用費	741,819		741,819	17,504		17,504	17,143		17,143
食糧費	421		421	148		148	128		128
その他需用費	741,398		741,398	17,356		17,356	17,015		17,015
11 役務費	132,435		132,435	21,804		21,804	21,474		21,474
12 委託料	6,972,682	8,932	6,981,614	334,970	8,932	343,902	317,732	8,932	326,664
13 使用料及び賃借料	277,762		277,762	51,179		51,179	50,433		50,433
14 工事請負費	22,299,759		22,299,759	8,039		8,039	8,039		8,039
15 原材料費	9,510		9,510						
16 公有財産購入費	320,845		320,845	1,595		1,595	1,595		1,595
17 備品購入費	205,475		205,475	4,375		4,375	4,375		4,375
18 負担金、補助及び交付金	8,087,133		8,087,133	109,759		109,759	109,745		109,745
19 扶助費									
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金	1,428,078		1,428,078	582		582	582		582
22 償還金、利子及び割引料	4,000		4,000	1,000		1,000	1,000		1,000
23 投資及び出資金									
24 積立金									
25 寄付金									
26 公課費	8,577		8,577	9		9	9		9
27 繰出金	233		233						
予備費									
計	44,242,368	8,932	44,251,300	1,157,634	8,932	1,166,566	1,137,783	8,932	1,146,715
財源内訳	国庫支出金	13,935,743		13,935,743	492		492	492	
	地方債	17,949,000		17,949,000	57,000		57,000	57,000	
	その他	754,536		754,536	68,716		68,716	48,865	
	一般財源	11,603,089	8,932	11,612,021	1,031,426	8,932	1,040,358	1,031,426	8,932

令和7年度一般会計補正予算(第6号)歳入歳出事項明細書(県土整備部)

(単位:千円)

款項目 節	県土整備部合計		
	補正前	補正額	補正後
1 報酬	344,741		344,741
2 給料	1,871,848		1,871,848
3 職員手当等	1,110,213		1,110,213
4 共済費	725,391		725,391
5 災害補償費			
6 恩給及び退職年金			
7 報償費	7,688		7,688
8 旅費	43,048		43,048
費用弁償	11,037		11,037
普通旅費	26,839		26,839
特別旅費	5,172		5,172
9 交際費	100		100
10 需用費	755,553		755,553
食糧費	441		441
その他需用費	755,112		755,112
11 役務費	136,247		136,247
12 委託料	7,862,676	8,932	7,871,608
13 使用料及び賃借料	289,590		289,590
14 工事請負費	28,051,579		28,051,579
15 原材料費	9,510		9,510
16 公有財産購入費	334,945		334,945
17 備品購入費	205,475		205,475
18 負担金、補助及び交付金	8,426,598		8,426,598
19 扶助費			
20 貸付金			
21 補償、補填及び賠償金	1,470,478		1,470,478
22 償還金、利子及び割引料	4,000		4,000
23 投資及び出資金			
24 積立金			
25 寄付金			
26 公課費	8,577		8,577
27 繰出金	233		233
予備費			
計	51,658,490	8,932	51,667,422
財源内訳	国庫支出金	17,825,308	17,825,308
	地方債	20,913,000	20,913,000
	その他	763,751	763,751
	一般財源	12,156,431	8,932 12,165,363

繰越明許費に関する調書

追加分

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				備考
							国庫補助金	起債	その他	一般財源	
6 農林水産業費	4 林業費	7 治山費	治山事業費 (県土)	治山砂防課	725,740	179,000	89,500	80,000	0	9,500	
6 農林水産業費	4 林業費	7 治山費	農山漁村地域整備交付金事業費 (治山)	治山砂防課	415,158	127,400	64,175	56,000	0	7,225	
6 農林水産業費	5 水産業費	8 漁港建設費	水産物供給基盤機能保全事業費	港湾課	300,748	173,220	86,610	77,000	0	9,610	
6 農林水産業費	5 水産業費	8 漁港建設費	海岸メンテナンス事業費 (漁港海岸)	港湾課	84,000	6,000	3,000	2,000	0	1,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	無電柱化推進事業費	道路企画課	71,400	56,400	29,700	18,000	6,450	2,250	
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	土砂災害対策道路事業費	道路企画課	191,000	43,000	29,563	12,000	0	1,437	
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	防災・安全交付金事業費 (補修)	道路企画課	373,000	20,000	12,500	6,000	0	1,500	
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	防災・安全交付金事業費 (雪寒)	道路企画課	94,000	71,000	53,250	15,000	0	2,750	
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	老朽化対策事業費 (舗装補修・構造物修繕)	道路企画課	568,206	2,000	0	2,000	0	0	
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	防災・安全交付金事業費 (市町村代行)	道路企画課	61,000	60,000	41,250	14,000	3,000	1,750	
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	ユニバーサル社会の実現に向けた バリアフリー化推進事業費	道路企画課	16,000	5,000	3,125	1,000	0	875	
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	社会資本整備総合交付金事業費 (広域連携(道路))	道路建設課	411,000	157,000	70,650	77,000	0	9,350	
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	防災・安全交付金事業費 (国道改築)	道路建設課	512,142	384,290	252,682	118,000	0	13,608	
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	単県道路調査費	道路建設課	44,000	15,000	0	0	0	15,000	
8 土木費	3 河川海岸費	1 河川総務費	河川維持管理費	河川課	384,747	13,530	0	0	0	13,530	
8 土木費	3 河川海岸費	1 河川総務費	堤防強化事業費	河川課	90,000	10,000	0	10,000	0	0	
8 土木費	3 河川海岸費	1 河川総務費	樹木伐採・河道掘削等費 (緊急対策事業費)	河川課	174,000	41,000	0	41,000	0	0	
8 土木費	3 河川海岸費	1 河川総務費	砂防維持修繕費	治山砂防課	299,700	90,000	0	83,000	0	7,000	
8 土木費	3 河川海岸費	1 河川総務費	砂防管理費	治山砂防課	39,850	7,900	0	0	0	7,900	
8 土木費	3 河川海岸費	2 河川改良費	水辺のネットワーク再生事業費	河川課	20,000	19,900	0	17,000	0	2,900	

繰越明許費に関する調書

追加分

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				備考	
							国庫補助金	起債	その他	一般財源		
8 土木費	3 河川海岸費	3 砂防費	防災・安全交付金事業費 (急傾斜地崩壊対策事業)	治山砂防課	671,800	145,357	66,370	59,000	12,616	7,371		
8 土木費	3 河川海岸費	3 砂防費	大規模特定砂防等事業費 (通常砂防事業)	治山砂防課	91,600	36,630	18,315	16,000	0	2,315		
8 土木費	3 河川海岸費	3 砂防費	単県急傾斜地崩壊対策事業費	治山砂防課	475,797	142,301	0	129,000	13,018	283		
8 土木費	3 河川海岸費	4 海岸保全費	サンドリサイクル推進事業費	河川課	256,803	138,600	0	138,000	0	600		
8 土木費	3 河川海岸費	4 海岸保全費	防災・安全交付金事業費 (海岸)	河川課	167,594	87,200	43,600	39,000	0	4,600		
8 土木費	4 港湾費	2 港湾建設費	社会資本整備総合交付金事業費 (港湾)	港湾課	223,000	39,000	18,000	18,000	0	3,000		
8 土木費	4 港湾費	2 港湾建設費	海岸メンテナンス事業費 (港湾海岸)	港湾課	119,000	50,000	25,000	22,000	0	3,000		
8 土木費	4 港湾費	2 港湾建設費	港整備交付金事業費 (港湾)	港湾課	264,500	196,000	69,400	113,000	0	13,600		
8 土木費	4 港湾費	3 境港管理組合費	境港管理組合負担金	港湾課	1,658,009	78,950	0	0	0	78,950		
8 土木費	5 都市計画費	2 街路事業費	都市計画事業費 (街路)	道路建設課	790,000	515,000	283,250	177,000	34,505	20,245		
11 災害復旧費	2 土木施設費	災害復旧費	1 建設災害復旧費	大山一ノ沢橋梁災害復旧事業費	技術企画課	901,000	900,960	591,950	308,000	0	1,010	
県土整備部合計						10,494,794	3,811,638	1,851,890	1,648,000	69,589	242,159	

繰越明許費に関する調書

変更分

(単位:千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額		補正額	左の財源内訳				備考
						補正前	補正後		国庫補助金	起債	その他	一般財源	
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	道路メンテナンス事業費	道路企画課	2,675,636	286,400	1,062,153	775,753	527,080	193,000	0	55,673	
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	通学路安全対策事業費	道路企画課	1,740,000	749,910	1,096,810	346,900	203,473	129,000	0	14,427	
8 土木費	2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	防災・安全交付金事業費 (交通安全)	道路企画課	616,265	45,000	75,000	30,000	18,750	10,000	0	1,250	
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	地域高規格道路整備事業費	道路建設課	3,287,000	1,545,400	1,735,000	189,600	104,280	76,000	0	9,320	
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	ICアクセス道路整備事業費	道路建設課	735,000	494,200	624,200	130,000	71,500	52,000	0	6,500	
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	防災・安全交付金事業費 (県道改)	道路建設課	2,684,851	844,749	1,610,054	765,305	509,866	229,000	0	26,439	
8 土木費	3 河川海岸費	1 河川総務費	河川安全・安心対策推進事業費 (予防保全)	河川課	658,900	106,200	520,560	414,360	0	414,000	0	360	
8 土木費	3 河川海岸費	1 河川総務費	ダム管理費	河川課	290,637	16,605	28,605	12,000	0	5,000	211	6,789	
8 土木費	3 河川海岸費	2 河川改良費	防災・安全交付金事業費 (河川改修)	河川課	949,800	281,800	642,650	360,850	180,425	162,000	0	18,425	
8 土木費	3 河川海岸費	2 河川改良費	河川安全・安心対策推進事業費 (改修)	河川課	323,800	70,000	280,100	210,100	0	210,000	0	100	
8 土木費	3 河川海岸費	2 河川改良費	大規模特定河川事業費	河川課	829,500	298,000	426,000	128,000	64,000	57,000	0	7,000	
8 土木費	3 河川海岸費	3 砂防費	防災・安全交付金事業費 (通常砂防事業)	治山砂防課	1,108,200	298,500	648,700	350,200	175,100	157,000	0	18,100	
8 土木費	3 河川海岸費	3 砂防費	防災・安全交付金事業費 (火山砂防事業)	治山砂防課	84,000	14,000	84,000	70,000	38,500	29,000	0	2,500	
8 土木費	3 河川海岸費	3 砂防費	事業間連携砂防等事業費 (通常砂防事業)	治山砂防課	512,300	264,000	318,000	54,000	27,000	25,000	0	2,000	
8 土木費	3 河川海岸費	3 砂防費	事業間連携砂防等事業費 (火山砂防事業)	治山砂防課	157,100	105,000	135,000	30,000	16,500	12,000	0	1,500	
8 土木費	3 河川海岸費	3 砂防費	砂防メンテナンス事業費	治山砂防課	701,203	154,500	305,585	151,085	74,803	48,000	1,479	26,803	
8 土木費	3 河川海岸費	3 砂防費	小規模砂防施設新設費	治山砂防課	293,700	101,000	163,420	62,420	0	62,000	0	420	
8 土木費	5 都市計画費	2 街路事業費	防災・安全交付金事業費 (街路)	道路建設課	270,000	233,000	263,000	30,000	20,625	6,000	3,000	375	
11 災害復旧費	2 土木施設費	1 建設災害復旧費	建設災害復旧費	技術企画課	2,399,592	285,997	476,997	191,000	127,397	61,000	0	2,603	
県土整備部 合計					20,317,484	6,194,261	10,495,834	4,301,573	2,159,299	1,937,000	4,690	200,584	

【追加分+変更分】

(単位:千円)

	予算額	翌年度繰越額			財源内訳			
		既承認額	今回繰越額	計	国庫支出金	起債	その他	一般財源
追加分計(再掲)	10,494,794	0	3,811,638	3,811,638	1,851,890	1,648,000	69,589	242,159
変更分計(再掲)	20,317,484	6,194,261	4,301,573	10,495,834	2,159,299	1,937,000	4,690	200,584
県土整備部 一般会計 合 計(追加分+変更分)	30,812,278	6,194,261	8,113,211	14,307,472	4,011,189	3,585,000	74,279	442,743

令和7年度12月補正予算(繰越明許費)総括表

予算関係(繰越明許費)

県土整備部(単位:千円)

事業名	予算額	繰越総額	既承認済額	今回繰越額	左の財源内訳			繰越理由の説明	
					国庫支出金	起債	その他		
公共事業	一般公共事業(A)	28,534,107	11,669,178	5,905,988	5,763,190	3,291,842	2,105,000	61,050	305,298
	道 路 橋 り よ う 事 業	16,838,359	7,131,436	4,097,188	3,034,248	1,927,669	950,000	9,450	147,129
	街 路 事 業	1,225,139	778,000	233,000	545,000	303,875	183,000	37,505	20,620
	河 川 事 業	2,850,996	1,068,650	579,800	488,850	244,425	219,000		25,425
	海 岸 事 業	197,030	87,200		87,200	43,600	39,000		4,600
	ダ ム 事 業	423,000							
	砂 防 事 業	4,089,663	1,833,272	996,000	837,272	416,588	346,000	14,095	60,589
	港 湾 事 業	1,102,879	285,000		285,000	112,400	153,000		19,600
	土 木 総 務 費								
	治 山 事 業	1,317,150	306,400		306,400	153,675	136,000		16,725
	漁 港 事 業	489,891	179,220		179,220	89,610	79,000		10,610
災害公共事業(B)		4,809,094	1,377,957	285,997	1,091,960	719,347	369,000		3,613
補助公共事業 計(C)(A+B)		33,343,201	13,047,135	6,191,985	6,855,150	4,011,189	2,474,000	61,050	308,911
直轄公共事業 計(負担金)(D)		5,068,385							
一般県公共事業(E)	一般県公共事業(E)	9,768,667	1,517,316	338,205	1,179,111		1,111,000	13,229	54,882
	道 路 事 業	4,544,924	22,600	5,600	17,000		2,000		15,000
	河 川 事 業	2,034,860	885,090	176,200	708,890		692,000		16,890
	ダ ム 事 業	290,637	28,605	16,605	12,000		5,000	211	6,789
	海 岸 事 業	388,575	138,600		138,600		138,000		600
	砂 防 事 業	1,371,134	403,621	101,000	302,621		274,000	13,018	15,603
	港 湾 事 業	417,419	13,800	13,800					
	治 山 事 業	141,600							
	漁 港 事 業	135,958	25,000	25,000					
	土 木 総 務 費	443,560							
単独災害復旧事業(F)		280,200							
単県公共事業 計(G)(E+F)		10,048,867	1,517,316	338,205	1,179,111		1,111,000	13,229	54,882
公共事業関係 合計(H)(C+D+G)		48,460,453	14,564,451	6,530,190	8,034,261	4,011,189	3,585,000	74,279	363,793
一般事業	一般事業(I)	3,206,969	78,950		78,950				78,950
	県 土 総 務 課 事 業	547,103							
	技 術 企 画 課 事 業	179,464							
	道 路 企 画 課 事 業	310,717							
	道 路 建 設 課 事 業	150,075							
	河 川 課 事 業	137,864							
	治 山 砂 防 課 事 業	48,175							
	港 湾 課 事 業	1,833,571	78,950		78,950			78,950	計画に関する諸条件による
地方機関事業									
県土整備部計(J)(H+I)		51,667,422	14,643,401	6,530,190	8,113,211	4,011,189	3,585,000	74,279	442,743

繰越理由一覧

技術企画課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
大山一ノ沢橋梁災害復旧事業	江府町吉原	1箇所	900,960	有識者からの意見を踏まえた復旧工法の検討や関係機関との調整に不測の日数を要したため。(約90日)
建設災害復旧費	日野町板井原川外	4箇所	127,000	令和7年6月豪雨による災害復旧工事について、年度内の完了が困難となったため。
	主要地方道岩美八東線	1箇所	64,000	工事の仮設計画に係る地元との調整に不測の日数を要したため。(約60日)

道路企画課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
道路メンテナンス事業	一般県道岩美停車場線(恩志橋)	岩美町恩志	13,262	工事に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	一般県道鳥取空港布勢線(二本松橋)	鳥取市湖山町南	20,000	調査に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約180日)
	主要地方道郡家庭野気高線(勝見大橋)	鳥取市気高町勝見	29,000	調査に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約180日)
	主要地方道鳥取鹿野倉吉線(桂見大橋)	鳥取市桂見	36,000	調査に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約180日)
	一般県道卯垣正連寺線(邑法高架橋)	鳥取市桜谷	42,000	調査に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約180日)
	一般県道俵原青谷線(青谷跨線橋)	鳥取市青谷町青谷	60,000	調査に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約180日)
	主要地方道鳥取鹿野倉吉線(千代大橋(上り))	鳥取市古市	2,746	工事に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	主要地方道鳥取鹿野倉吉線(千代大橋(下り))	鳥取市古市	2,746	工事に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	主要地方道鳥取河原線(長谷橋)	鳥取市長谷	50,000	工事に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約90日)
	主要地方道鳥取鹿野倉吉線(桜木橋)	鳥取市鹿野町河内	50,000	工事の仮設に係る河川管理者との協議に不測の日数を要したため。(約180日)
	一般県道大高下口波多線(北谷橋)	智頭町波多	45,000	工事に伴う交通規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約190日)
	一般県道津原穴沢線(穴沢橋)	倉吉市穴沢	2,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	主要地方道三朝中線(片柴橋)	三朝町片柴	2,499	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	一般国道313号(弓原1号函渠)	北栄町弓原	5,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	主要地方道倉吉東伯線(無名橋8)	北栄町亀谷	5,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	一般県道上大立大栄線(尾橋)	北栄町亀谷	5,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	一般県道赤崎東郷自転車道線(こい橋)	琴浦町八橋	29,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約90日)
	一般県道赤崎東郷自転車道線(あやめ橋)	琴浦町八橋	35,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約90日)
	一般県道巣城上灘線(巣城橋)	倉吉市巣城~見日町	10,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)

縹越理由一覧

道路企画課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	縹越額	縹越理由
道路メンテナンス事業	主要地方道 三朝中線(中津橋)	三朝町 中津	10,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	一般県道 法万大栄線(法万橋)	琴浦町 法万	10,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	一般国道 313号(小鴨橋)	倉吉市 西倉吉町	15,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	一般県道 古長杉下線(矢下橋)	琴浦町 矢下	20,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	主要地方道 鳥取鹿野倉吉線(竹田橋)	倉吉市 東巖城	39,500	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	一般県道 大柿上古川線(立木橋)	倉吉市 広瀬	50,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	一般県道 巖城上灘線(巖城歩道橋)	倉吉市 巖城	80,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	橋梁・トンネル点検	中部管内	107,000	調査に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
無電柱化推進事業	一般県道 大山寺岸本線(小林工区)	伯耆町 小林	56,400	工事に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約150日)
土砂災害対策道路事業	一般国道 482号(余戸工区)	鳥取市 佐治町余戸	43,000	物件移転補償に係る交渉に不測の日数を要したため。(約90日)
防災・安全交付金(補修)	主要地方道 倉吉青谷線(地赤工区)	倉吉市 地赤	20,000	工事に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約120日)
防災・安全交付金(雪害)	主要地方道 倉吉江府溝口線(御机工区)	江府町 御机	71,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約170日)
老朽化対策事業(舗装補修・構造物修繕)	一般県道 倉吉停車場線(上井～上井町2丁目工区)	倉吉市 上井～上井町2丁目	1,000	工事に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	主要地方道 三朝温泉木地山線(三朝工区)	三朝町 三朝	1,000	工事に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
通学路安全対策事業	一般県道 若葉台東町線(吉方～御弓町工区)	鳥取市 吉方～御弓町	7,000	本事業で実施する調査の前期工事と同時期に市下水道工事が行われることとなり、工程調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	一般県道 鳥取砂丘細川線(細川1工区)	鳥取市 福部町細川	10,000	用地買収において地権者との交渉に不測の日数を要したため。(約60日)
	主要地方道 鳥取河原用瀬線(松上工区)	鳥取市 松上	20,000	事業区間に内に渡河部があり、河川管理者(鳥取市)への条件確認に不測の日数を要したため。(約60日)
	一般県道 岩美停車場河崎線(浦富・新井工区)	岩美町 浦富～新井	33,000	家屋移転に係る交渉に不測の日数を要したため。(約180日)
	主要地方道 鳥取河原線(野寺～上味野工区)	鳥取市 野寺～上味野	36,200	物件の撤去移設時期について対象者との調整に不測の日数を要したため。(約180日)
	一般県道 網代港岩美停車場線(浦富4工区)	岩美町 浦富	76,700	家屋移転に係る交渉に不測の日数を要したため。(約180日)
	主要地方道 倉吉福本線(長坂町工区)	倉吉市 長坂町	40,000	家屋移転に係る交渉に不測の日数を要したため。(約90日)
	一般県道 皆生西原線(東福原工区)	米子市 東福原	2,500	歩道の拡幅構造について関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	一般県道 米子丸山線(河岡2工区)	米子市 河岡	17,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約150日)

縹越理由一覧

道路企画課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	縹越額	縹越理由
通学路安全対策事業	一般県道 岩屋谷米子線(別所工区)	米子市 別所	6,500	用地境界確定において、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	一般県道 旧奈和西坪線(名和工区)	大山町 名和	5,000	用地買収難航により、対策内容の見直し、関係者及び地元への説明、合意形成に不測の日数を要したため。(約150日)
	一般県道 大山口停車場線外(末長工区)	大山町 末長	50,000	用地買収において地権者との交渉に不測の日数を要したため。(約90日)
	主要地方道 名和岸本線(久古工区)	伯耆町 久古	43,000	工事施工上支障となる用水路(パイプライン)の移設位置や方法について関係者との調整に不測の日数を要したため。(約90日)
防災・安全交付金(交通安全)	一般県道 若葉台東町線(杉崎2工区)	鳥取市 杉崎	14,000	用地買収において地権者との交渉に不測の日数を要したため。(約60日)
	一般県道 両三柳西福原線(米原工区)	米子市 米原	9,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約150日)
	一般国道 183号(新屋工区)	日南町 新屋	7,000	工事着手にあたり地盤変動影響調査の時期等の調整に不測の日数を要したため。(約60日)
防災・安全交付金(市町村代行)	町道 陸上中央線	岩美町 小羽尾	60,000	国立公園内の工事許可を得るため環境省との協議に不測の日数を要したため。(約120日)
ユニバーサル社会の実現に向けたバリアフリー化推進事業	一般県道 伏野覚寺線(湖山町北工区)	鳥取市 湖山町北	5,000	視覚障がい者支援団体との計画案に係る協議の結果、計画案の見直し及び交安委員会(警察)との協議に不測の日数を要したため。(約120日)

道路建設課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	縹越額	縹越理由
地域高規格道路整備事業	一般国道 313号(北条倉吉道路(延伸))	北条町 弓原	189,600	先行する関連事業との調整に不測の日数を要したため。(約90日)
ICアクセス道路整備事業	一般国道 179号(はわいバイパス)	湯梨浜町 田後～はわい 長瀬	130,000	用地買収において地権者との交渉に不測の日数を要したため。(約150日)
社会資本整備総合交付金(広域連携(道路))	一般県道 網代港岩美停車場線(田後工区)	岩美町 田後	20,000	工事に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日間)
	主要地方道 鳥取鹿野倉吉線(坂本工区)	三朝町 坂本	137,000	湧水による崩落対策に不測の日数を要したため。(約150日間)
防災・安全交付金(国道改築)	一般国道 482号(森坪工区)	鳥取市 佐治町森坪	93,290	測量作業に関する地元との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	一般国道 181号(佐川～根雨原工区)	江府町 佐川～伯耆町 根雨原	200,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約90日)
	一般国道 180号(本郷Ⅱ工区)	日野町 本郷	91,000	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約90日)
防災・安全交付金(県道改良)	一般県道 俵原青谷線(山根工区)	鳥取市 青谷町山根	5,000	調査対象者との立ち入り時期の調整に不測の日数を要したため。(約120日)
	主要地方道 鳥取河原用瀬線(小原工区)	鳥取市 小原	10,000	物件移転補償に係る交渉に不測の日数を要したため。(約120日)
	一般県道 国安桂木線(蔵田工区)	鳥取市 蔵田	24,500	電柱の移設先の選定に不測の日数を要したため。(約120日)
	主要地方道 鳥取国府岩美線(銀山～洗井(十王峰)工区)	岩美町 銀山～洗井 (十王峰)	24,100	工事車両の通行に係る地元調整に不測の日数を要したため。(約90日)
	一般県道 杣小屋曳田線(中井工区)	鳥取市 河原町中井	13,071	物件移転補償に係る交渉に不測の日数を要したため。(約60日)
	一般県道 御熊白兔線(白兔工区)	鳥取市 白兔	110,000	線路への近接工事についての調整に不測の日数を要したため。(約60日)

縹越理由一覧

道路建設課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	縹越額	縹越理由
防災・安全交付金(県道改良)	一般県道 福部停車場線(細川工区)	鳥取市 福部町細川	70,000	架線ケーブルの移設先である電柱の強度不足に係る対策の検討に不測の日数を要したため。(約60日)
	主要地方道 鳥取鹿野倉吉線(高住～良田工区)	鳥取市 高住～良田	107,000	地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約90日)
	主要地方道 津山智頭八東線(大呂4工区)	智頭町 大呂	50,000	文化財に係る調整に不測の日数を要したため。(約150日)
	主要地方道 津山智頭八東線(大呂2工区)	智頭町 大呂	121,587	電柱移転先の地権者との交渉に不測の日数を要したため。(約180日)
	一般県道 倉吉東伯線(津原工区)	倉吉市 津原	68,060	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約150日)
	主要地方道 東伯関金線(杉下工区)	琴浦町 杉下	60,587	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約120日)
	主要地方道 三朝中線(片柴橋工区)	三朝町 片柴	81,400	入札不調による再入札事務に不測の日数を要したため。(約150日)
	主要地方道 淀江岸本線(福万～石州府工区)	米子市 福万～石州府	20,000	用水路の付け替えにおいて関係者との調整に不測の日数を要したため。(約90日)
単県道路調査費	一般県道 西町鳥取停車場線(瓦町工区)	鳥取市 瓦町	15,000	電線共同溝予備設計にあたり電線管理者との調整や既設共同溝への接続に関する調整に不測の日数を要したため。(約120日)
都市計画事業(街路)	立川畠山線(岩倉工区)	鳥取市 岩倉	230,000	用地買収において地権者との交渉に不測の日数を要したため。(約90日)
	大工町土居叶線(吉成～宮長工区)	鳥取市 吉成～宮長	285,000	用地買収において地権者との交渉に不測の日数を要したため。(約90日)
防災・安全交付金(街路)	美萩野覚寺線(商栄町工区)	鳥取市 商栄町	30,000	関係機関との協議に不測の日数を要したため。(約90日)

河川課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	縹越額	縹越理由
河川安全・安心対策 推進事業(予防保全)	鳥取管内	—	68,360	工事に伴う借地の地元調整に不測の日数を要したため。(約90日)
	八頭管内	—	105,000	工事に伴う借地の地元調整に不測の日数を要したため。(約90日)
	中部管内	—	95,000	工事に伴う工事用道路に関する地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	鳥取管内 (特定構造物改修)	—	20,000	現地着手したところ、新たな損傷が確認され、その補修方法に係る検討に不測の日数を要したため。(約60日)
	中部管内 (特定構造物改修)	—	60,000	工事に伴う資材搬入等の運搬ルートに関する地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	八頭管内 (流砂バランス)	—	66,000	工事に伴う借地の地元調整に不測の日数を要したため。(約90日)
河川維持管理費	米子管内	日野川堰 ・法勝寺川堰	13,530	施工内容に係る関係機関調整に不測の日数を要したため。(約60日)
ダム管理費	佐治川ダム	鳥取市 佐治町尾際	11,000	ダムサイレンの設置場所の選定にあたり、地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	百谷ダム	鳥取市 百谷	1,000	他業務との工程調整に不測の日数を要したため。(約60日)
堤防強化事業	鳥取管内	—	10,000	工事に伴う施工時期の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)

縹越理由一覧

河川課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	縹越額	縹越理由
樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業	鳥取管内	—	10,000	工事に伴う施工時期の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	日野管内	—	31,000	工事に伴う施工方法及び進入路設置に係る地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
防災・安全交付金(河川改修)	浜村川	鳥取市鹿野町岡木	8,400	工事に伴う工事用道路の設置に不測の日数を要したため。(約90日)
	湖山川	鳥取市六反田	40,700	工事に伴う借地の地元調整に不測の日数を要したため。(約50日)
	勝部川	鳥取市青谷町青谷	130,000	工事に伴う借地の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	東郷池	湯梨浜町龍島	115,000	工事に伴う通行規制の地元調整に不測の日数を要したため。(約80日)
	由良川	北栄町弓原	66,750	入札不調により再公告等に不測の日数を要したため。(120日)
大規模特定河川事業	砂田川	鳥取市杉崎	16,000	測量設計業務に係る地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	塩見川	鳥取市福部町細川	112,000	支障物件の移転に不測の日数を要したため。(約60日)
水辺のネットワーク再生事業	河内川	鳥取市鹿野町河内	19,900	魚道の詳細な設置位置・構造等について、地元関係者との調整に不測の日数を要したため。(約45日)
河川安全・安心対策推進事業(改修)	宇戸川	鳥取市河原町佐貫	42,900	他工事との通行規制等の調整に不測の日数を要したため。(30日)
	不入岡川	倉吉市和田～国分寺	20,000	工事に伴う施工範囲等の地元調整に不測の日数を要したため。(約120日)
	元旧川	琴浦町笠見	79,200	工事に伴う施工時期の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	絹屋川	南部町原	9,000	工事に伴う工事用道路に関する地元調整に不測の日数を要したため。(約80日)
	野上川	南部町畠池	15,000	工事に伴う施工範囲等の地元調整に不測の日数を要したため。(約45日)
	日野川	日南町生山	44,000	支障物件の移転に不測の日数を要したため。(約30日)
サンドリサイクル推進事業	鳥取管内	—	45,000	工事に伴う建設発生土の搬出ルートに関する地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	中部管内	—	65,600	工事に伴う施工時期の地元調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	岩美海岸(陸上地区)	岩美町陸上	28,000	工事に伴う施工箇所や施工方法について漁業関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
防災・安全交付金(海岸)	岩美海岸(陸上地区)	岩美町陸上	87,200	工事に伴う施工時期の地元調整に不測の日数を要したため。(約90日)

治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	縹越額	縹越理由
治山事業(県土)	駒帰地区	智頭町駒帰	93,000	工事箇所への進入路の林道が森林組合の作業と重複しており、工程調整に不測の日数を要したため。(約100日)
	西野地区	智頭町西野	16,000	地権者との連絡調整に不測の日数を要したため。(約120日)

繰越理由一覧

治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
治山事業(県土)	河上地区	日南町 河上	70,000	入札不調により、設計内容の見直し及び施工時期の調整が必要となり、年度内完成が困難となったため。(約150日)
農山漁村地域整備交付金(治山)	三浦地区	八頭町 三浦	55,000	治山施設の近接位置において漏水が確認され、漏水の原因調査および修繕工法の再検討に不測の日数を要したため。(約150日)
	豊栄地区	日南町 豊栄	25,000	当該工事箇所付近の林道の沿線で森林伐採作業が行われることになり、施工時期の調整に不測の日数を要したため。(約120日)
	秋繩地区	日野町 秋繩	13,400	入札不調により、設計内容の見直し及び施工時期の調整が必要となり、年度内完成が困難となったため。(約150日)
	下菅地区	日野町 下菅	16,000	入札不調により、設計内容の見直し及び施工時期の調整が必要となり、年度内完成が困難となったため。(約150日)
	津地地区	日野町 津地	8,500	工事用道路のルート選定にあたり、地権者との境界確定の調整に不測の日数を要したため。(約140日)
	深山口地区	江府町 俣野	9,500	施工時期について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約140日)
砂防維持修繕費	八頭管内 (起債なし)	—	1,600	民地の立入について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約30日)
	八頭管内 (緊急浚渫推進事業債)	—	14,000	資材運搬経路について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約30日)
	日野管内 (緊急浚渫推進事業債)	—	28,000	施工方法及び進入路設置について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約120日)
	八頭管内 (公共施設等適正管理事業債)	—	21,400	民地の通行時期について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約30日)
	中部管内 (公共施設等適正管理事業債)	—	25,000	入札不調に伴う仕様等の変更に不測の日数を要したため。(約90日)
砂防管理費	八頭管内	—	7,900	指定地編入の範囲について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約30日)
防災・安全交付金(通常砂防事業)	車堂谷川	若桜町 浅井	20,000	事業予定地における鉄塔移設設計画の関係者との協議・調整に不測の日数を要したため。(約30日)
	下谷川	若桜町 中原	37,300	支障となる用材木の伐採時期の調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	大目谷川	智頭町 智頭	106,200	水道管の移設に係る智頭町との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	櫛谷川	智頭町 智頭	50,000	堰堤の中詰材として使用する予定であった掘削土の土質が想定以上に悪く、追加の配合試験等の対応に不測の日数を要したため。(約110日)
	小谷川	智頭町 智頭	60,000	資材運搬経路について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約30日)
	小目谷川	智頭町 智頭	10,000	工事用道路の復旧について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	シコイ谷川	智頭町 西宇塚	3,000	赤線の付替えに係る智頭町との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	妙法寺川	智頭町 智頭	8,700	所有者不明土地の買収に係る手続き・対応に不測の日数を要したため。(約40日)
	山田川	智頭町 三吉	3,000	県外地権者との補償交渉に不測の日数を要したため。(約30日)
	上日下部谷川	八頭町 日下部	10,000	資材運搬路の補修に係る八頭町との協議・調整に不測の日数を要したため。(約30日)

縹越理由一覧

治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	縹越額	縹越理由
防災・安全交付金(通常砂防事業)	和見谷川	八頭町 大野	7,000	境界立会の実施について、関係者との日程調整に不測の日数を要したため。(約120日)
	山根谷川	日南町 上石見	20,000	資材運搬経路について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	ツツミダニ	日野町 野田	15,000	資材運搬経路について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約150日)
防災・安全交付金(火山砂防事業)	水穴川	大山町 飯戸	20,000	家屋の移転時期及び移転先について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	奥山川	伯耆町 根雨原	50,000	農繁期における工事用車両の通行について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約90日)
防災・安全交付金(急傾斜地崩壊対策事業)	小河内地区	鳥取市 河原町小河内	55,000	用地買収について、関係者との交渉に不測の日数を要したため。(約60日)
	大門地区	鳥取市 河原町佐貫	29,000	先行工事において、硬岩の掘削に係る対策の検討及び地元との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	川中地区	鳥取市 用瀬町川中	9,400	相続人が多数存在し、相続関係者の特定に不測の日数を要したため。(約70日)
	勝見C地区	鳥取市 気高町勝見	25,000	借地交渉が不成立となり、工事用道路の設計変更に不測の日数を要したため。(約90日)
	加地土居地区	若桜町 中原	26,957	資材運搬経路について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約45日)
大規模特定砂防等事業(通常砂防事業)	江浪谷川	若桜町 吉川	21,030	用地交渉において、県外地権者との契約手続きに不測の日数を要したため。(約45日)
	穂見川	智頭町 穂見	15,600	仮設工事に使用する流用土の搬入時期について関係者との調整に不測の日数を要したため。(約45日)
事業間連携砂防等事業(通常砂防事業)	丹防川	鳥取市 河内	9,500	先行工事において、巨石及び転石の対策の検討に不測の日数を要したため。(約60日)
	山ノ谷川	鳥取市 用瀬町別府	9,500	粉塵対策に係る関係者との調整に不測の日数を要したため。(約30日)
	高宮谷川	八頭町 日下部	13,400	既設水路部分の用地境界について、青線管理者との調整に不測の日数を要したため。(約60日)
	ツツミ谷川	八頭町 岩渕	11,300	先行工事において、土砂の土質が想定以上に悪く、ソイルセメントの配合検討に不測の日数を要したため。(約60日)
	寺谷川	八頭町 岩渕	10,300	工事用道路を共有する同時施工不可の隣接事業において、土質が想定以上に悪く、その対策の検討に不測の日数を要したため。(約60日)
事業間連携砂防等事業(火山砂防事業)	上地谷川	鳥取市 国府町上地	30,000	先行工事において、硬岩の掘削に係る対策の検討に不測の日数を要したため。(約75日)
砂防メンテナンス事業	長寿命化計画	八頭管内	43,000	施設点検に係る民地への立入について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約40日)
	家の谷川	若桜町 落折	15,000	工事用道路及び施工ヤードの設置にあたり、関係者との借地時期の調整に不測の日数を要したため。(約90日)
	大谷川	三朝町 坂本	60,000	入札不調に伴う仕様等の変更に不測の日数を要したため。(約60日)
	九塚川2	日南町 豊栄	3,500	農繁期における施工のため、通行規制に係る地元調整に不測の日数を要したため。(約30日)
	根雨地区	日野町 根雨	29,585	資材運搬に伴う通行規制について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約110日)

繰越理由一覧

治山砂防課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
小規模砂防施設新設費	別府谷川	八頭町 別府	47,420	資材運搬経路において発生した路面陥没への対応について、関係者との調整に不測の日数を要したため。(約150日)
	八金川	南部町 八金川	15,000	入札不調に伴う仕様等の変更に不測の日数を要したため。(約60日)
単県急傾斜地崩壊対策事業	麻生D地区	八頭町 麻生	47,760	特注品である崩壊土砂防護柵の支柱について、材料の入荷に不測の日数を要したため。(約30日)
	口山ノ上地区	八頭町 山上	60,000	工事用道路及び仮設防護柵設置部に近接する井戸および送水管等に係る調査・防護に不測の日数を要したため。(約60日)
	下土居地区	八頭町 吉川	10,300	当初想定していなかった転石対策の検討に伴う設計変更に不測の日数を要したため。(約180日)
	江尾2地区	江府町 江尾	24,241	民家近接箇所の機械掘削が困難となり、人力施工の実施に伴う施工性の低下により、工事が不測の日数遅延したことによる。(約110日)

港湾課(単位:千円)

事業名	地区(路線等)名	事業箇所	繰越額	繰越理由
水産物供給基盤機能保全事業	網代漁港	岩美町 大谷	67,000	既設護岸の空洞化が判明し、対策工法の検討に不測の日数を要したため。(約150日間)
	泊漁港	湯梨浜町 泊地先	106,220	ブロック製作ヤードの使用時期に係る関係機関(湯梨浜町・泊漁協)との調整に不測の日数を要したため。(約60日間)
海岸メンテナンス事業(漁港海岸)	泊漁港海岸	湯梨浜町 泊地先	6,000	ブロック製作ヤードの使用時期に係る関係機関(湯梨浜町・泊漁協)との調整に不測の日数を要したため。(約60日間)
社会資本整備総合交付金(港湾)	鳥取港 (西浜緑地)	鳥取市 賀露町	30,000	設計内容の検討や地元調整に不測の日数を要したため。(約150日間)
	鳥取港 (8号岸壁)	鳥取市 港町	9,000	海図補正に係る海上保安庁との調整に不測の日数を要したため。(約90日間)
海岸メンテナンス事業(港湾海岸)	石脇港海岸 (離岸堤)	湯梨浜町 石脇地先	50,000	ブロック製作ヤードの使用時期に係る関係機関(湯梨浜町・泊漁協)との調整に不測の日数を要したため。(約60日間)
港整備交付金事業(港湾)	田後港 (第7防波堤)	岩美町 田後地先	150,000	作業ヤードを利用する関係者との調整に不測の日数を要したため。(約150日間)
	田後港 (第2防波堤)	岩美町 田後地先	15,000	ブロック製作ヤードの使用にあたり、先行する他事業(漁港)との調整に不測の日数を要したため。(約150日間)
	逢坂港 (防波堤)	大山町 塩津地先	6,000	工事実施にあたり関係者との調整に不測の日数を要したため。(約90日間)
	逢坂港 (係船岸)	大山町 塩津	25,000	新岸壁の設置に伴い港内静穏度が低下することが判明し、対策検討に不測の日数を要したため。(約90日間)
境港管理組合負担金	境港	境港市	78,950	境港管理組合の事業繰越に伴うもの。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源		
							国庫支出金	地 方 借			
令和7年度 県土総務管理運営費	県土総務課	千円 471	千円		令和8年度から 令和10年度まで	千円 471	千円	千円	千円 471	鳥取県土整備事務所の 特殊車両庫の機械警備 委託	
令和7年度 工事監理システム管理 費	県土総務課	97,036			令和8年度	97,036			97,036	工事監理システム改修	
令和7年度 港湾運営費	港湾課	4,173			令和8年度から 令和10年度まで	4,173			4,173	鳥取港湾事務所等の施 設管理に関する委託	
令和7年度 鳥取港管理運営費	港湾課	15,765			令和8年度から 令和10年度まで	15,765			1,368 14,397	外航船舶の入港の際の 入退出管理及び保安・ 監視業務等並びに鳥取 港ポートパークの施設 管理に関する業務委託	

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

追加(港湾整備事業特別会計)

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度以降の支出予定額	左の財源内訳			備考
					特 定 財 源		一般財源	
			期 間	金 額	期 間	金 額		
令和7年度 港湾管理事業費	港湾課	千円 2,530	千円	令和8年度から 令和10年度まで	千円 2,530	千円	千円 2,530	千円 鳥取港クローラークリー ン月例点検等業務 単独処理浄化槽保守点 検業務(鳥取港上屋(1 号、3号)分) 鳥取港上屋(1号、3号) 警備業務

条例名等	鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について									
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法施行令の一部が改正され、随意契約によることができる場合の基準額が引上げられたことに伴い、鳥取県会計規則も基準額を同額まで引上げた。 建設工事及び測量等業務についても、同額まで引上げるものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 変更の内容</p> <p>随意契約によることができる場合の建設工事請負対象設計金額及び測量等業務委託対象設計金額を次のとおり引上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>変更後</th> <th>変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事請負対象設計金額</td> <td>400 万円未満</td> <td>250 万円未満</td> </tr> <tr> <td>測量等業務委託対象設計金額</td> <td>200 万円未満</td> <td>100 万円未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行日 令和8年4月1日</p>	区分	変更後	変更前	建設工事請負対象設計金額	400 万円未満	250 万円未満	測量等業務委託対象設計金額	200 万円未満	100 万円未満
区分	変更後	変更前								
建設工事請負対象設計金額	400 万円未満	250 万円未満								
測量等業務委託対象設計金額	200 万円未満	100 万円未満								

鳥取県建設工事等入札制度基本方針の一部変更について

鳥取県建設工事等入札制度基本方針（平成 19 年 3 月 14 日制定）を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変更後	変更前																								
<p>第 2 適正な競争性の確保</p> <p><input type="radio"/> 略</p> <p><input type="radio"/> 略</p> <p>1 競争入札に関すること</p> <p><input type="radio"/> 略</p> <p><input type="radio"/> 略</p> <p><input type="radio"/> 略</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p><input type="radio"/> 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 建設工事に適用する契約締結の方法（以下「入札方式」という。）及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合、災害等の緊急性の高い建設工事を発注する場合その他適正な入札を行うために知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。</p>	<p>第 2 適正な競争性の確保</p> <p><input type="radio"/> 略</p> <p><input type="radio"/> 略</p> <p>1 競争入札に関すること</p> <p><input type="radio"/> 略</p> <p><input type="radio"/> 略</p> <p><input type="radio"/> 略</p> <p>(1) 建設工事に係るもの</p> <p><input type="radio"/> 建設工事を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 建設工事に適用する契約締結の方法（以下「入札方式」という。）及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる請負対象設計金額（建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合、災害等の緊急性の高い建設工事を発注する場合その他適正な入札を行うために知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>請負対象設計金額</th> <th>入札方式</th> <th>電子入札の適用の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>400万円</u>未満</td><td>随意契約</td><td>無</td></tr> <tr> <td><u>400万円</u>以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 3 条第 1 項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額未満</td><td>制限付一般競争入札</td><td>有</td></tr> <tr> <td>特例政令第 3 条第 1 項</td><td>一般競争</td><td>有</td></tr> </tbody> </table>	請負対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無	<u>400万円</u> 未満	随意契約	無	<u>400万円</u> 以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 3 条第 1 項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額未満	制限付一般競争入札	有	特例政令第 3 条第 1 項	一般競争	有	<table border="1"> <thead> <tr> <th>請負対象設計金額</th> <th>入札方式</th> <th>電子入札の適用の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>250万円</u>未満</td><td>随意契約</td><td>無</td></tr> <tr> <td><u>250万円</u>以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 3 条第 1 項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額未満</td><td>制限付一般競争入札</td><td>有</td></tr> <tr> <td>特例政令第 3 条第 1 項</td><td>一般競争</td><td>有</td></tr> </tbody> </table>	請負対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無	<u>250万円</u> 未満	随意契約	無	<u>250万円</u> 以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 3 条第 1 項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額未満	制限付一般競争入札	有	特例政令第 3 条第 1 項	一般競争	有
請負対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無																							
<u>400万円</u> 未満	随意契約	無																							
<u>400万円</u> 以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 3 条第 1 項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額未満	制限付一般競争入札	有																							
特例政令第 3 条第 1 項	一般競争	有																							
請負対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無																							
<u>250万円</u> 未満	随意契約	無																							
<u>250万円</u> 以上地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 3 条第 1 項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額未満	制限付一般競争入札	有																							
特例政令第 3 条第 1 項	一般競争	有																							

	の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額以上	入札			の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額以上	入札	
	イ 略 ウ 略 エ 略				イ 略 ウ 略 エ 略		
(2) 测量等業務に係るもの				(2) 测量等業務に係るもの			
○ 测量等業務を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。				○ 测量等業務を発注する場合は、次のとおり取り扱うものとする。			
ア 测量等業務に適用する入札方式及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる委託対象設計金額(測量等業務に係る契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。				ア 测量等業務に適用する入札方式及び当該入札方式に係る電子入札の適用については、次の表の左欄に掲げる委託対象設計金額(測量等業務に係る契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとする。			
ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い測量等業務を発注する場合その他適正な入札を行うために知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。				ただし、次の表の中欄に掲げる入札方式の区分によると適正な競争性が確保できない場合又は災害等の緊急性の高い測量等業務を発注する場合その他適正な入札を行うために知事が必要と認めた場合は、これらの入札方式の区分によることなく、知事は指名競争入札その他の適切な入札方式を選定することができるものとする。			
委託対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無		委託対象設計金額	入札方式	電子入札の適用の有無	
<u>200万円</u> 未満	随意契約	無		<u>100万円</u> 未満	随意契約	無	
<u>200万円</u> 以上特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額未満	制限付一般競争入札	有		<u>100万円</u> 以上特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約に係る基準額未満	制限付一般競争入札	有	
特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サ	一般競争入札	有		特例政令第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サ	一般競争入札	有	

一ビスの調達契約に 係る基準額以上			一ビスの調達契約に 係る基準額以上		
イ 略			イ 略		
2・3 略			2・3 略		

附 則

- この変更は、令和8年4月1日から施行する。
- 変更後の鳥取県建設工事等入札制度基本方針は、令和8年4月1日以降に県が発注する建設工事等の入札について適用し、同日前に発注した建設工事等の入札については、なお従前の例による。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和7年11月5日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年11月5日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 境港市大正町43番地 NX境港海陸株式会社 代表取締役社長 清水 俊和</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金89,041円を支払うこと。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和7年6月9日</p> <p>イ 事故発生場所 米子市博労町一丁目地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額 89,041円 うち、保険支払額59,041円、県費支出額30,000円（うち、保険契約による免責額30,000円） ・県側車両損害額125,268円 うち、相手方からの賠償額12,527円、県実質負担額112,741円

件名	議会の委任による専決処分の報告について (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和7年11月5日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年11月5日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 西伯郡伯耆町 個人 乙 西伯郡伯耆町 個人 丙 米子市東福原一丁目5番16号 全国共済農業組合連合会鳥取県本部損害調査部 米子自動車損害調査サービスセンター センター長 花本 陽一郎 丁 鳥取市扇町32番地 鳥取県市町村職員共済組合 理事長 長戸 清 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を6割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金11,718円を乙に支払うものとすること。 また、県は、人的損害に対する損害賠償金144,420円を丙に、15,108円を丁に、それぞれ支払うものとすること。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和5年2月4日 イ 事故発生場所 米子市福万地内 ウ 事故の状況 和解の相手方甲が、一般県道米子丸山線を和解の相手方乙所有の軽乗用自動車で走行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損するとともに和解の相手方甲が負傷したのである。</p> <p>(参考) 丙：乙との共済契約引受者 丁：甲が加入する国民健康組合</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和7年11月5日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年11月5日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 西伯郡大山町 個人 乙 西伯郡大山町 個人 丙 東京都中野区中野四丁目10番2号 中野セントラルパークサウス14階 三井住友カード株式会社ファイナンス事業本部 アーチ債権管理センター センター長 馬場 将和</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、甲に損害賠償金4,279,000円を支払うものとすること。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和6年10月20日</p> <p>イ 事故発生場所 西伯郡大山町飯戸地内</p> <p>ウ 事故の状況 和解の相手方甲が、一般県道大山口停車場大山線を和解の相手方丙が所有し、和解の相手方乙が使用する普通乗用自動車で走行中、強風により折れた樹木に当たり、同車両が破損したものである。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和7年11月5日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年11月5日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 日野郡日野町 個人 乙 日野郡日野町 個人 丙 米子市東福原一丁目5番16号 全国共済農業協同組合連合会鳥取県本部損害調査部 米子自動車損害調査サービスセンター センター長 花本 陽一郎</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金50,000円を甲に、822,168円を丙に、それぞれ支払うものとすること。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和7年2月22日</p> <p>イ 事故発生場所 西伯郡伯耆町福岡地内</p> <p>ウ 事故の状況 和解の相手方甲が、主要地方道日野溝口線を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で走行中、街路樹の枝が積雪により折れて当たり、同車両が破損したものである。</p>

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和7年11月5日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和7年11月5日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 鳥取市 個人 乙 鳥取市天神町3番地 鳥取トヨタ自動車株式会社鳥取店 店長 村松 剛史 丙 鳥取市今町二丁目251番地 日本生命鳥取駅前ビル6階 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社中国損害サービス部 鳥取サービスセンター 所長 麻生 平</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金52,360円を甲に、111,000円を丙に、それぞれ支払うものとすること。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和7年4月22日</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市気高町勝見地内</p> <p>ウ 事故の状況 和解の相手方甲が、一般県道八束水勝見線を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で走行中、対向車とすれ違ったため路側帯を通過したところ、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。</p>